

2022年11月11日  
東京電力エナジーパートナー株式会社

FIT 認定を取得された発電事業者さまへ（お知らせ）

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年4月1日に改正されました再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）における「認定失効制度」を踏まえ、現在、当社では、系統連系工事着工申込書（以下「着工申込書」といいます。）を受付しております。

再エネ特措法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）に定める認定失効の期間（以下「失効期限日」といいます。）までに東京電力パワーグリッド株式会社（以下、「東電PG」といいます。）にて着工申込書を受領するための当社への提出期限日について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 着工申込書の当社への提出期限日

① 2019年3月以前に認定を受け、2022年3月31日以前に運転開始期限を迎えた太陽光発電事業（経過措置対象）の場合；**2023年1月31日(火)**

② ①以外の場合；**失効期限日の2ヶ月前の日**

※①②共に郵送にて当社に着工申込書が届く期限日（当日消印有効）となりますので、ご注意ください。

2 着工申込書の提出対象

再エネ特措法におけるFIT認定を取得された発電事業者さまのうち、以下を除くすべての発電事業者さまが着工申込書の提出対象となります。

- ・既にFIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始している発電事業者さま
- ・10kW未満の太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さま

なお、認定失効制度における着工申込書の提出は、認定要件として位置付けられたものでないため、必ずしもご提出が必要なものではありませんが、ご提出されないままFIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始されない場合、原則、運転開始期限または改正法施行日（2022年4月1日）から1年後に認定が失効となります。そのため、認定失効制度の詳細について、資源エネルギー庁のHP及びお知らせをご確認いただき、発電事業者さまにてご提出の要否および失効期限日をご判断いただきますようお願いいたします。

○資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」認定失効制度

URL:

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/FIP\\_index.html#fip\\_more](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html#fip_more)

○資源エネルギー庁HP「再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について（お知らせ）」

URL:

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/announce/2022\\_shikkou\\_kigen3.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/2022_shikkou_kigen3.pdf)

### 3 着工申込書の様式

下表のとおり、認定発電設備ごとにご提出いただく着工申込書の様式が異なります。異なる様式ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

認定発電設備	様式
未稼働太陽光措置※の対象	着工申込書【未稼働案件用】(別紙1)
未稼働太陽光措置※の対象以外	着工申込書【認定失効制度用】(別紙2)

※資源エネルギー庁HP「[なっとく！再生可能エネルギー](#)」参照

### 4 着工申込書の提出方法

当社(または旧東京電力株式会社)と特定契約を締結している場合は、別紙1の着工申込書【未稼働案件用】および別紙2の着工申込書【認定失効制度用】をご使用の上、電圧別に以下の郵送先へ送付いただきますようお願いいたします。

**【低圧の発電設備の場合】**

東京電力エナジーパートナー株式会社  
業務センター 新增設受付担当  
(住所：〒115-8790 日本郵便株式会社 赤羽郵便局私書箱 26号)

**【高圧以上の発電設備の場合】**

東京電力エナジーパートナー株式会社  
法人のお客さまサポートセンター FIT管理チーム  
(住所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル 20階)

※着工申込書のご提出に係る郵送費用は、発電事業者さまのご負担となります。

※着工申込書以外の書類は同封しないでください。着工申込書以外の書類を送付された場合、ご返却いたしません。

### 5 留意事項

- (1) 東電PGによる着工申込書の「受領」とは、その内容に不備がないことを確認したうえで受け取ることを指します。着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、着工申込書をご提出いただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上でご提出いただくようお願いいたします。  
また、着工申込書を受領した日以降に、実際には申込要件を満たしていないことが国等により確認された場合、認定失効となる可能性がありますのでご注意ください。
- (2) ご提出後運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った未稼働太陽光措置の対象の発電事業者さまは、着工申込書【未稼働案件用】を改めてご提出いただく必要がございます。未稼働太陽光措置の対象以外の発電事業者さまは、改めて着工申込書をご提出いただく必要はございません。
- (3) 着工申込書の様式は送配電事業者ごとに異なります。別紙1および別紙2以外の様式ではお取り扱いできませんのでご注意ください。  
また、別紙1および別紙2で東電PG以外の送配電事業者へご提出いただくことはできませんのでご注意ください。
- (4) 着工申込書の受領日は、東電PGが着工申込書の内容を確認した後にお知らせ致します。
- (5) 本申込に伴い発生した不利益について、当社および東電PGは一切補償致しませんので、あらかじめご了承ください。

以上

## 系統連系工事着工申込書【未稼働案件用】

20 年 月 日

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

## &lt; 発電事業者 &gt;

住所	
事業者名	印

## &lt; 対象設備 &gt;

申込番号（「電力供給契約申込書」等に記載）	
FIT 認定設備 ID	
FIT 認定発電出力 (kW)	
設備の所在地	

## &lt; 本申込に係る連絡先等 &gt;

法人等名称	
郵便番号	
住所	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

## &lt; 事業の実施に必要な許認可等への該当 &gt;

以下に該当する場合は、チェックボックスに <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) を入れてください。 <input type="checkbox"/> 本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である <input type="checkbox"/> 本件対象設備に係る事業は、条例に基づく環境影響評価の対象となっている <input type="checkbox"/> 本件対象設備に係る事業は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく林地開発の許可が必要である ※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はありません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。
---

**※太枠線内にご記入・押印ください。**

上記の発電事業者（「以下、甲」）は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、東京電力パワーグリッド株式会社（「以下、乙」）に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号「以下、再エネ特措法」）第 9 条第 3 項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の着工を申し込みます。

## 【申込要件】

1. 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
2. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
3. 条例に基づく環境影響評価が必要な場合は、本申込時点において、評価書の公告・縦覧が終了していること
4. 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
5. 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号）附則第 4 条第 2 項の規定（準用される場合を含む）に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 84 号）附則第 6 条第 2 項に規定する事業計画書（みなし認定の事業計画書）を経済産業大臣に提出済みであること
6. 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

**【同意事項】**

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと、また、事実と異なる部分があることが受給開始後に判明した場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- b. 本申込を甲が提出した後に、受給開始日以前に再エネ特措法第 10 条第 1 項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定を申請した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと
- c. 上記 a または b に基づき改めて系統連系工事着工申込を行わなければならないにもかかわらず、甲がこれを行わない場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- d. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超える等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと。
- e. 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

以 上

**【乙使用欄】**

系統連系工事着工申込書提出日 : 20 年 月 日

系統連系工事着工申込書受領日 : 20 年 月 日

系統連系開始予定日 : 20 年 月 日

※上記の「系統連系工事着工申込書提出日」は提出いただいた日を、「系統連系工事着工申込書受領日」は提出いただいた内容に不備がないか確認できた日を、「系統連系開始予定日」は、現時点における開始予定日を記載しております。なお、「系統連系開始予定日」につきましては、諸事情により、別途、調整させていただく場合があります。

## 系統連系工事着工申込書【認定失効制度用】

20 年 月 日

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

## &lt;発電事業者&gt;

住所	
事業者名	印

## &lt;対象設備&gt;

申込番号（「電力受給契約申込書」等に記載の番号）	
FIT 認定設備 I D	
FIT 認定発電出力 (kW)	
系統連系開始予定日	年 月 日
設備の所在地	

## &lt;本申込に係る連絡先&gt;

法人等名称	
郵便番号	
住所	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

## &lt;事業の実施に必要な許認可等への該当&gt;

以下に該当する場合は、チェックボックスに（チェック）を入れてください。

- 本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である
- 本件対象設備に係る事業は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく林地開発の許可が必要である
- ※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

**※太枠線内にご記入・押印ください。**

上記の発電事業者（「以下、甲」）は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、東京電力パワーグリッド株式会社（「以下、乙」）に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号「以下、再エネ特措法」）第 9 条第 3 項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の着工を申し込みます。

## 【申込要件】

1. 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
2. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
3. 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
4. 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号）附則第 4 条第 2 項の規定（準用される場合を含む）に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 84 号）附則第 6 条第 2 項に規定する事業計画書（みなし認定の事業計画書）を経済産業大臣に提出済みであること
5. 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

## 【同意事項】

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、判明した時点で、失効となる可能性があること。

- b. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超過する等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと。
- c. 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

※未稼働太陽光措置において、既に「系統連系工事着工申込書」を提出している方は、認定失効制度に係る「系統連系工事着工申込書」を提出いただく必要はありません。

---

【乙使用欄】

受領日                   :           年       月       日

以上